I.　基本計画の役割とこれまでの検討の経緯

1.　本計画の役割と位置付け

板橋区立中央図書館は、昭和 45 年に開設し、施設、設備の老朽化や、エレベーターが設置されていないなど、ユニバーサルデザイン*[1]にも対応していない施設となっている。

情報化や少子高齢化など社会状況の変化のなかで、図書館は区民の多様なニーズに対応し、区民の学びを支える生涯学習施設として、区民の課題解決を支援する図書資料の充実や ICT 化への対応など新たな図書館サービスを提供することが求められている。

とりわけ、板橋区立図書館全館をリードする役割をもつ中央図書館は、中央館としての役割を早急に整備する必要があり、区では、新たな中央図書館を整備することとし、「板橋区立中央図書館基本構想」（以下「基本構想」という。）を平成 28 年 3 月に策定した。

本計画は、「基本構想」を踏まえ、具体的な図書館機能・サービス及びこれを実現するために最適かつユニバーサルデザインに配慮した図書館の施設、設備及び建設場所を定めることを目的として策定するものである。

また、今後、本基本計画に基づき、基本設計・実施設計を実施し、建築工事の施工につなげるうえでの建築上の諸要件を明確にすることを目的としている。

2.　これまでの検討の経緯

板橋区では、平成 25 年度に、「中央図書館機能のあり方検討会」を設置し、いたばし未来創造プランの「経営革新」編にある「中央図書館としての機能のあり方」について、板橋区の行政における「これからの図書館像」や「経営効率化の道筋」の検討を行った。

検討の結果、中央図書館にのみ求められる「中央機能」と「地域図書館の役割」を明確にしたうえで、指定管理者の管理監督、図書館システムの運用、図書館行政を推進していくといった「中央機能」については、民間には移譲できない、区が主体となって責任を負うものとした。そのため、中央図書館については、「中央機能」を果たす必要性から区職員による運営を維持することとした。さらに、将来にわたり、区が図書館行政を継続させていくためには、区職員が図書館業務に精通し、地域図書館を指導していくことが不可欠で、地域図書館の業務に対し日常的に関与できる体制が必要であることから、「中央機能」は、中央図書館内に置くこととした。

「中央図書館機能のあり方検討会」の検討結果を受けて、平成 26 年度に「今後の中央図書館の施設等検討会」を設置し、中央図書館の改築場所及び施設規模の検討を行った。

板橋区立中央図書館の改築は、新たな図書館サービスを提供する環境を構築し、地域図書館を含めた区立図書館全体のサービスをリードしていく絶好の機会であり、中央図書館を区の中央館として運営していくためには、最低でも 4,200 ㎡の面積は必要であり、さらなる魅力ある図書館づくりをするためには、5,000 ㎡以上の面積が必要となる。しかし、現在地での中央図書館の改築は、建築基準法等の関係から、現在の面積 2,907 ㎡の半分以下の 1,409 ㎡しか面積を確保できず、これからの時代にあった中央図書館として整備するのは困難である。そのため、中央図書館を移転して改築し、図書館利用者の多様なニーズに応える図書館づくりを進めていくとの結論に至った。

そして、移転候補地については、板橋区立図書館の各館配置は、概ね半径 1 キロメートルを奉仕圏域としているため、区立図書館全体を俯瞰し、奉仕圏域のバランスが保たれ、延床面積が 5,000 ㎡以上確保できる、板橋区平和公園（以下「平和公園」という。）に建設することが妥当であるとした。

これらの検討会の報告を踏まえ、平成 27 年度には、学識経験者、区民・利用者代表、学校関係者などを委員とした「中央図書館基本構想検討会」を設置し、「基本構想」の検討を行い、平成 28 年 3 月、「基本構想」を策定した。「基本構想」では、新たな中央図書館の基本理念、重点テーマや施設の概要を定め、板橋区の魅力を発信する施設として、平和公園に建設することとした。

なお、「基本構想」は、区民アンケート調査結果、区民説明会、区民懇談会やパブリックコメントに寄せられた区民の意見を参考に他の建設候補地の検討も行ったうえで、策定したものである。

3. 基本計画及び区の他の計画との整合性

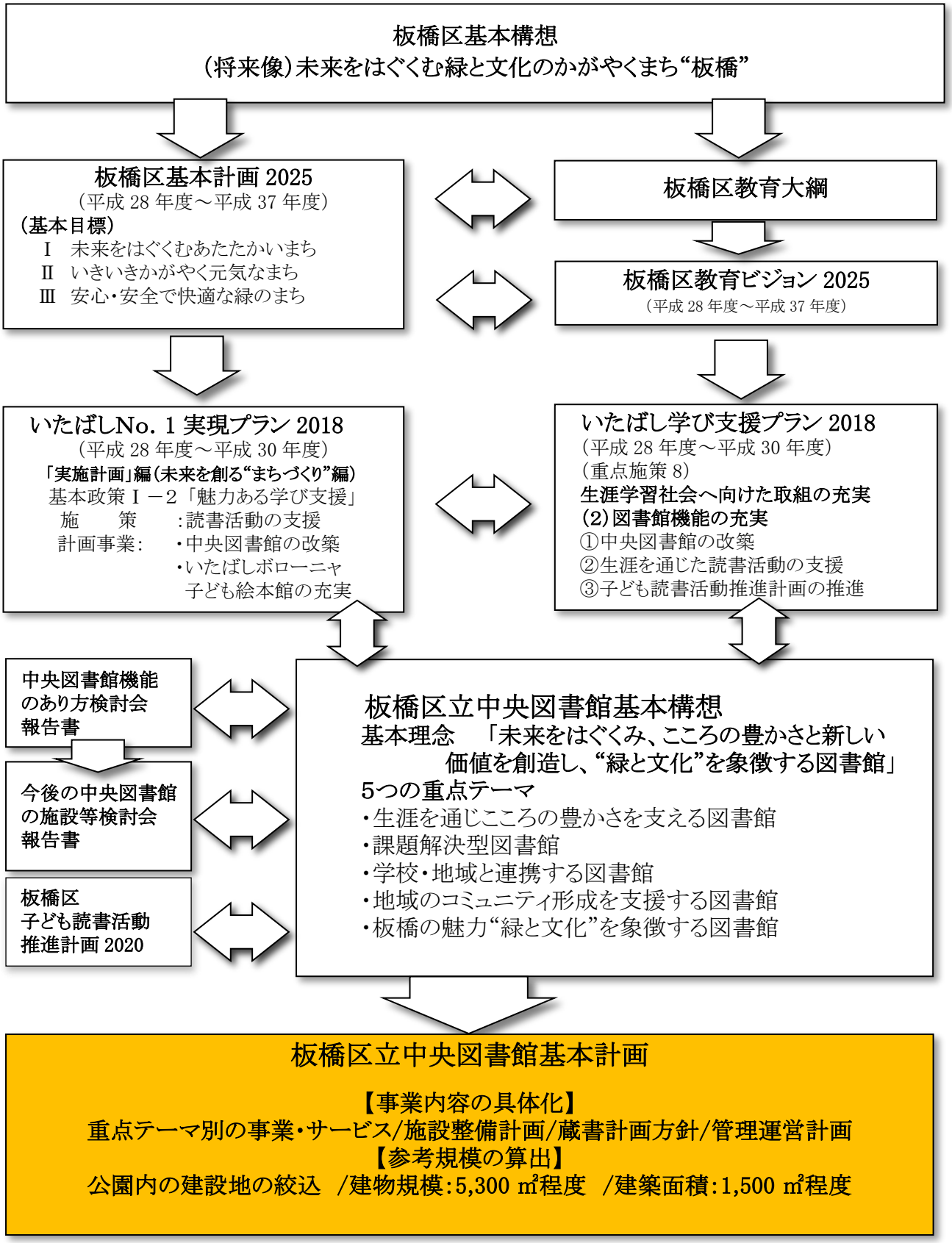

図 I-1 計画の整合性